

議案第 25 号

伊賀市監査委員条例等の一部改正について

伊賀市監査委員条例等の一部を次のとおり改正しようとする。

令和2年2月26日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市監査委員条例等の一部を改正する条例

(伊賀市監査委員条例の一部改正)

第1条 伊賀市監査委員条例(平成16年伊賀市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。

(伊賀市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 伊賀市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成16年伊賀市条例第272号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(伊賀市立上野総合市民病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 伊賀市立上野総合市民病院事業の設置等に関する条例(平成16年伊賀市条例第279号)の一部を次のように改正する。

第9条中「第243条の2第4項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。